

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年7月28日開催 全国信用金庫協会]

1. 事業者支援について

- これまで、各金融機関においては、資金繰り支援をはじめ、大変なご尽力をいただき、感謝申し上げます。
- 足元では、コロナの感染再拡大に加え、ウクライナ情勢に伴う物価上昇等により、世界経済の不確実性が高まっている。経済情勢の変化を受けて厳しい状況に直面する事業者に対する資金繰り支援や、今後、ゼロゼロ融資の返済が本格化していくことを見据えた経営改善や事業再生・事業転換支援をはじめ、事業者の実情に応じた支援に、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。
- その際には、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」のほか、地域経済活性化機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等のファンドの活用、中小企業活性化協議会との連携などを含めて、事業者に最大限寄り添った支援に取り組んでいただくことを期待している。
金融庁としても、こうした事業者支援の取組みについて、フォローアップしていきたい。

2. 持続可能な経営の確立について

- 信用金庫の持続可能な経営の確立について、地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、地域金融機関自身が経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要である。こうした観点から、金融庁としても、関係法令の改正などの環境整備を実施した。
こうした中、足元、信用金庫業界においても、地域活性化に向けた地域商社の設立の動きがみられ始めていると承知。
- このほか、金融庁では、地域や信用金庫自らの課題とその解決に向けた取り組みの参考となるよう、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた信用

金庫の創意工夫ある取組み、具体的には、事業者支援や地域活性化・課題解決の取組み、収益向上に向けた取組みなどについて、「取組事例集」として還元した。

- 信用金庫は、相互扶助の理念の下、人と人とのつながりを起点としたサービスを提供する金融機関であると承知。

信用金庫においては、事業者との日々のコミュニケーションを通じ、経済情勢の変化を受けて厳しい状況に直面する事業者の多様なニーズに対し、必要に応じて、規制緩和によって営むことが可能となった業務や中央機関のサポートも活用しつつ、融資やコンサルティング等の幅広い支援を通じて地域課題の解決に貢献するとともに、自らも持続可能な経営を確立していただくことを期待している。

3. 「新しい資本主義」について

- 岸田政権においては、「新しい資本主義」を掲げる中で、成長と分配の好循環を実現するとともに、社会課題を解決し、持続可能な経済を実現していくことを目指している。これらの推進には、金融面からのサポートが重要であり、金融の果たす役割への期待はますます高まっているところ。
- 金融庁では、気候変動等の社会的課題の解決に資する金融、すなわち、サステナブルファイナンスの推進に向けた取組みに注力している。7月12日に、顧客企業への支援の具体的な進め方を含む「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表したが、信用金庫におかれては、気候変動の分野においても事業者支援を積極的に進めていただきたい。
- また、スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵であり、金融庁としても、スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できるよう、「事業成長担保権」の早期制度化に向けた検討を進めていく。
- さらに、「新しい資本主義」の実現に向けては、人的投資も欠かせない。人件費を単にコストと捉えるのではなく、人的投資と捉えた上で、人的投資が持続的な価値創造の基盤となることを認識することが重要である。事業者

支援や持続可能な経営の確立に向けた取組みを進めていただく上で、地域金融機関自身の人的資本はその基盤となるものであり、人的投資や人材育成の取組みについても対話を進めていきたい。

4. 令和4年7月14日から的大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和4年7月14日から的大雨にかかる災害等により被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、宮城県に災害救助法の適用がなされ、これを受け東北財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に7月19日に発出した。
- 要請地域で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。
- また、7月18日から的大雨により、九州地方を中心に被害が生じていることも踏まえ、被災地で営業している金融機関においては、地域の実情に応じた支援対応をお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○令和4年7月14日から的大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
宮城県	7月15日（7月16日）	東北財務局	7月19日

5. 事業者支援の徹底について

- これまで金融機関におかれては、累次にわたる要請も踏まえ、事業者等への資金繰り支援等にこれまで着実に取り組んでいただいているものと認識している。中でも、金融庁で集計している金融機関における貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移しており、改めて感謝申し上げます。
- 他方で、ゼロゼロ融資の据置期間が終了し、既に元金返済が開始されている一部の事業者からは、元金返済開始後の条件変更には応じてもらえないといった声が聞かれているところ。

- 現下、新型コロナウイルス感染症再拡大に加え、原油価格・物価上昇等により、事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いており、金融機関におかれては、既に元金返済が始まっている事業者に対しても、業況を積極的に把握し、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するなど、事業者のニーズに応じ、事業者に寄り添ったきめ細かな支援をお願いしたい。

6. 経営者保証に関するガイドラインの一層の浸透について

- 6月23日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績及び本ガイドラインにおける廃業時の保証債務整理に関する参考事例を公表した。
- この参考事例は、先般公表された「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」を受け、金融機関より廃業時に保証債務の整理を行った事例を収集し、中でも有効な取組みを取りまとめたもの。
- 金融機関におかれては、こうした事例も参考に、保証人の個人破産回避に向けた取組みを検討すると共に、経営者保証に関するガイドラインの一層の浸透に努めていただきたい。

7. 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポートの公表について

- 金融庁では、足元1年間における、金融機関の特徴的な取組事例や、金融庁・財務局の取組事例を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめ、2021事務年度分を6月30日に公表した。
- 今年度は、主な内容として、
 - ・ コロナ関連対応として、事業者支援態勢構築プロジェクトやノウハウ共有の取組み等の、地域金融機関の事業者支援を後押しする取組み
 - ・ 金融仲介機能の拡がりとして、地域金融機関による取引先へのデジタル化支援や、経営人材マッチング支援の促進の取組み
 - ・ ポストコロナを見据える地域企業の期待を把握するための、企業アンケートの結果
 - ・ 融資を通じた事業者支援機能の高度化に向けた取組みとして、金融検査

マニュアル廃止後の引当方法と引当開示、事業成長担保権の早期法制化に向けての取組み等

について記載している。

- 各金融機関におかれては、本レポートも参考としていただき、引き続き、金融仲介機能の発揮・向上のための取組みを進めていただきたい。

8. 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しについて

- 2021 事務年度においても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、金融業界における見直しの進捗状況や取組事例、引き続きの課題等についてフォローアップを行い、今般（6月24日）、その結果概要を公表した。
- 業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しについては、法令等の規制に基づく手続とは異なり、業界全体での積極的な対応や各金融機関の創意工夫等を通じた継続的な取組みが不可欠である。
- 協会においては、こうした認識の下、具体的な期間を設けて、業界慣行における書面・押印・対面手続の見直しに向けて、優先的に取り組むべき事項を策定し、具体的な進捗状況を定期的に確認すること等を通じて、その着実な進展を図ることが期待される。
- 具体的な取組事項の検討に際しては、
 - ・ オンライン手続の利用状況の把握・分析を踏まえた利用率向上の検討
 - ・ 各社における課題や取組事例の実質的な共有
 - ・ オンライン手続における公的個人認証サービスの活用を含めた各種手続の更なる電子化の促進といった、結果概要で示された今後の主なフォローアップのポイントを参照いただきたい。

9. KDDIの通信障害について

- 7月2日に発生した KDDI の通信障害に伴い、金融分野においては、一部金融機関の店舗外 ATM が利用できなくなる事案が発生した。

- 一般論として、システム障害については、未然防止に努めることは当然であるが、それとともに、障害が発生し得ることを前提として、システムの早期復旧や、迅速かつ丁寧な顧客対応、といった復元力や対応力を高めることが大切と考えており、経営陣が先頭に立って日頃の態勢を整備していただきたい。
- 特に、第三者が提供するサービスの障害リスクに関し、様々な可能性があることを想定し、例えば、
 - ・ 代替手段の確保
 - ・ 早期復旧に向けたマニュアルの整備や訓練
 - ・ 顧客への影響を最小化するため準備などについて、平時より検討を行っていただきたい。

10. 信用金庫・信用組合取組事例集について

- 2020 事務年度に引き続き、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた信用金庫・信用組合における創意工夫ある取組みを、「取組事例集」として、本年6月、協会を通じ信用金庫に還元した。
- 地域や信用金庫・信用組合自身の課題とその課題解決に向けた取組みとして、具体的な好事例等も紹介しているので、役職員で広く活用いただきたい。また、今後も、こうした事例があれば、各種ヒアリングや意見交換会等を通じて紹介いただきたい。

11. 旧姓名義による口座開設等へのより一層の対応促進について

- 旧姓名義による口座開設等に関して、2022年3月、各金融機関における対応状況や課題等を把握するため、アンケート調査を実施した。
- このアンケート調査により、
 - ・ 信用金庫業態においては、約6割が旧姓名義による口座開設等に対応している一方、約4割で依然として対応頂けていない状況にあること
 - ・ 未対応である主な理由として、「マネロン対応に懸念が生じること」や「大幅なシステム改修が必要となること」等が挙げられていること

- ・ 対応している信用金庫において、顧客に対する積極的な周知への取組みが少ない状況にあること

等が分かった。

- この調査結果を踏まえ、今後、より一層、旧姓名義による口座開設等への前向きな対応を推進する観点から、信用金庫業界において、既に対応している金融機関の取組事例を共有し、未対応の信用金庫の今後の具体的な取組みを促進する等の対応をお願いしたい。
- また、日本年金機構においても、旧姓名義口座への年金振込を可能とすべく、システム改修を含めた対応の検討を進める動きがあることから、今後、更に旧姓名義による口座開設等への社会的ニーズが高まることが予想される。
- 経済社会活動の様々な場面での旧姓使用の拡大は、女性活躍推進の一環として、内閣府男女共同参画局が中心となって政府全体として取り組んでいる施策であり、金融業界においても、その社会的要請の高まりを踏まえ、前向きな対応をお願いしたい。

12. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査について

- 金融機関における障がい者等に配慮した取組みに関し、2010年から毎年アンケート調査を実施しているところ。2021年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めるなど、引き続き障がい者等に配慮した取組みに対する社会の期待は高い状況にあることから、2022年度においてもアンケート調査を実施した。
- アンケート項目については、代筆・代読対応の取組状況に関する項目のほか、2021年7月に提供が開始された公共インフラとしての電話リレーサービスの対応状況に関する項目について主に追加した。
- 電話リレーサービスを用いた聴覚障がい者等からの連絡については、連絡の受け手が電話リレーサービスの仕組みを理解し、電話による連絡と同様に対応することが求められる。

- 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供開始前である 2021 年 3 月末時点における各金融機関の対応状況は低調（信用金庫全体の 7.5%）であった。既にアンケート調査票へ回答いただいたと思うが、昨年よりも取組みは進んでいると期待している。電話リレーサービス含め障がい者等に配慮した取組みに関し、経営陣のリーダーシップのもと、更なる対応促進に取り組んでいただきたい。

13. 企業アンケート調査結果の公表について

- 金融庁では、2015 事務年度以降、企業アンケート調査を毎年実施し、地域金融機関の金融仲介機能の取組等の顧客評価を確認している。2021 事務年度実施分を取りまとめ、6 月 30 日に公表した。
- 主な内容として
 - ・ コロナの感染拡大による企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況
 - ・ メインバンクの金融仲介プロセスに対する顧客評価
 - ・ 地域金融機関によるデジタル化支援の状況
 - ・ 法人インターネットバンキングの利用状況
 - ・ 経営人材の採用について記載している。
- 各金融機関におかれては、当該アンケート結果も踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮に取り組んでいただきたい。

14. 今事務年度のマネロン検査について

- 金融庁は、2022 事務年度も、各地の財務局と連携してマネロン検査を鋭意実施する予定である。2021 事務年度と同様に、金融庁マネロンガイドラインにおける「対応が求められている事項」の対応実施状況を中心に検証を行うものであり、引き続き、金融機関側において、何をどこまで対応すればよいか明確になるような検査に努めていきたい。
- 検査を受けていない金融機関におかれても、2021 事務年度に、各協会と連携して、金融庁で実施したマネロン勉強会のビデオや資料を活用して、鋭意

態勢整備を進めていただきたい。

- また、先般コメントをいただいたFAQについても近日中に改訂版を公表予定であり、こうした資料も活用していただきたい。

15. サイバーセキュリティの自己評価について

- サイバーセキュリティの強化に向けた新たな取り組みとして、日本銀行及びFISCと共同で開発した「サイバーセキュリティに関する自己評価ツール」に基づく自己評価の実施を、先般、協会を通じて、日本銀行・金融庁より各金融機関に依頼した。
- 本ツールは、金融分野で利用されている基準・フレームワーク等を参考としつつ、地域金融機関の規模・特性を踏まえて作成したもの。各金融機関においては、本ツールを活用して、自組織のサイバーセキュリティ管理態勢を確認していただきたい。
- 自己評価結果は、日本銀行・金融庁で集約して還元予定（2022年10月以降）。経営層において、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認したうえで、体制、人員・予算、人材育成などの面を含め、改善に取り組むなど、主体的に関与していただきたい。

16. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 2021年度のシステム障害について、「障害発生の端緒」に着目して、原因と課題を分析し、6月30日に公表した。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

17. 「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」について

- 2021年度の金融機関（メガバンク、地域銀行、信用金庫）のITガバナンスの取組状況を調査し、6月30日に公表した。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に創意工夫を重ねて、DX等の更なる推進に取り組んでいただきたい。

18. 顧客本位の業務運営について

- 6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、
 - ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
 - ・ 多くの販売会社においては販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
 - ・ 仕組債についての商品性、販売体制の問題点を指摘した上で、取扱いを継続する場合、そうした問題点について経営レベルでの議論が必要といった点を指摘している。
- 今後のモニタリングの主要な観点としては、
 - ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
 - ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているかといった点を考えている。
- 引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

19. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 脱炭素や「新しい資本主義」の実現などが大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっており、金融庁としても重要テーマとして施策を進めてきたところ。
- 7月13日に、サステナブルファイナンスの推進に係る過去1年の施策の進捗、更なる課題と対応の方向性を取りまとめた「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議」の「第二次報告書」を公表したところ。

- 第二次報告書の概要には、
 - ・ 「企業開示の充実」として、6月、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで、有価証券報告書にサステナビリティ開示の欄を設ける旨の提言を取りまとめており、今後、速やかに関係府令等の整備を進めていくべきこと
 - ・ 「市場機能の発揮」として、例えば、
 - 企業の ESG の取り組みを評価する ESG 評価機関について、評価の公平性等を確保するための「ESG 評価機関の行動規範」の案を7月12日に公表しており、評価機関に賛同を求め実施を促していくべきこと
 - また、ESG 関連の公募投資信託について、5月に資産運用業者への金融庁の期待を公表しており、今後さらに監督指針の改正などを検討していくべきこと
 - ・ 「金融機関の投融資先支援とリスク管理」について、
 - 7月12日に、金融機関向けの気候変動対応の「ガイダンス」を策定・公表しており、今後、金融機関と顧客事業者との間の、脱炭素等を踏まえた事業改革に向けた対話が重要となること

といった内容を盛り込んでいる。

- 金融機関向けの「ガイダンス」の策定に当たっては、協会からも意見をいただいたところ。今後は、関係省庁とも連携しながら、地域の金融機関や事業者の方が取り組みやすい具体的事例や国の補助事業等を浸透しつつ、併せて、取り組みの実情・課題等を収集することなどを検討しているので、引き続き協力いただきたい。

20. 7月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 7月15日から16日にかけて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、世界経済や金融セクターに関する論点等が議論された。今後10月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11月に首脳会議が開催される予定。
- 今回の会合後には、議長国インドネシアから、会議における各国の意見や広く支持を得た内容をまとめた「G20 議長サマリー」が公表された。主なポイントは次のとおり。

- ・ サステナブルファイナンスについては、傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）を中心に議論が進展していることが歓迎された。SFWGでは、トランジションファイナンスに関するハイレベル枠組みや、金融機関のネットゼロに向けたコミットメントの信頼性向上に関する作業が続けられており、10月の大臣総裁会議に報告される予定。
- ・ 金融規制やシステムに関する論点については、暗号資産に対する強固な規制・監督に向けた金融安定理事会（FSB）の進行中の作業が歓迎された。作業の結果は、10月のG20大臣総裁会議に報告される予定。また、FATF（金融活動作業部会）の暗号資産に関する基準、特にトラベルルールを効果的に実施することが支持されている。

21. FATFにおける動向について

- 2022年6月、金融庁の羽渕国際政策管理官が、FATF基準改訂等を担当する部会の共同議長に指名された。共同議長職への就任は、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を我が国のマネロン等対策の向上に繋げるという観点から重要な進展である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

（以上）